

資料 11_提出図書一覧（完成図書）

申請書等の原本を除き、必要部数は4部とするが、提出時に市に確認すること。

提出書類	データ形式 ／サイズ	備考
1. 工事完了届	適宜	任意書式
2. 申請書等 ・各種申請書、検査済証 ・その他事業に必要となる各種届出書または申請書	適宜 適宜	
3. 竣工図書一式 【建築】 ・建築図 ・構造図 ・電気設備図 ・給排水衛生設備図 ・空調調和・換気設備図 ・外構図 【土木】 ・平面図、縦断図 ・標準横断図、横断図 ・構造図、取壊図、舗装展開図	dxf、jww 及び pdf/A3	
4. 什器・備品リスト ・什器・備品リスト ・什器・備品カタログ ・什器備品配置図	Excel/A4 適宜 dxf、jww 及び pdf/A3	
5. 竣工写真	jpg/適宜	任意書式 ※施設外観、プレイルーム等の主要室等を写真家により撮影する。
6. 各種検査結果報告書	適宜	
7. その他 ・取扱説明書 ・保全に関する資料 ・工事記録写真 ・保証書（原本） ・その他必要なもの	適宜 適宜 適宜 適宜 適宜	

注1 竣工写真の著作権等については、次のとおりとすること。

- (ア) 事業者は市による竣工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを本市に対して保証する。事業者は、かかる竣工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。
- (イ) 竣工写真は、本市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。
- (ウ) 事業者は、あらかじめ本市の承諾を受けた場合を除き、竣工写真が公表されないようにし、かつ、竣工写真が本市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。